

公立保育園給食(提供食)の放射線量測定結果【幼児】

令和2年7月分
海老名市 保育・幼稚園課 保育・幼稚園係

検査結果等

検査日	提供期間	日数	総重量 (kg)	測定結果(Bq / Kg)						内部被ばくの実効線量 (μSv) ※2
				放射性 ヨウ素131		放射性 セシウム134		放射性 セシウム137		
				※1 暫定 規制値	実測値	※1 基準値	実測値	基準値	実測値	
7月6日	6/27 ～ 7/3 (牛乳を除く)	6	2.6997	300	限界値未満 ※3 検出限界値 0.48	Cs137 と合計 で10 ※3 検出限界値 0.44	限界値未満 ※3 検出限界値 0.44	Cs134 と合計 で10 ※3 検出限界値 0.48	限界値未満 ※3 検出限界値 0.48	0 ～ 0.028 未満 ※4
7月6日	6/29 ～ 7/3 (牛乳のみ)	5	0.375	300	限界値未満 ※3 検出限界値 0.57	Cs137 と合計 で50 ※3 検出限界値 0.56	限界値未満 ※3 検出限界値 0.56	Cs134 と合計 で50 ※3 検出限界値 0.57	限界値未満 ※3 検出限界値 0.57	0 ～ 0.004 未満 ※4
検査期間の合計 (R2.3.28 ～ R2.7.3)		80	40.888 ※6							0.000 ～ 0.054 未満 ※6

- ※1 基準値は、平成24年4月施行の飲料水、牛乳の値を参考に記載しています。(放射性セシウムの基準値は合計値です。)
なお、放射性ヨウ素は、当初の暫定規制値を参考に記載しています。
- ※2 内部被ばくの実効線量とは、給食により人体が受ける放射線の影響度合を表します。
・食物から受ける放射線の量は1年間で250μSv～300μSvとされています。
・緊急時における食品の放射能測定マニュアル(平成14年3月 厚生労働省発行)に基づき計算しています。
- ※3 検出限界値は、検出できる最小値で、検体ごとに変動します。
- ※4 測定結果が限界値未満だった場合、計算される内部被ばくの実効線量は、セシウム134、137が0から検出限界値と等量まで含まれていたと仮定して計算しています。
- ※5 測定の結果、検出された項目(核種)はその実数を用い、検出されなかった項目(核種)については0から検出限界値と等量まで含まれていたと仮定して計算しています。
- ※6 検査期間の合計欄には、牛乳を除く検体と牛乳のみの検体のそれぞれを合算した値を記載しています。

【参考】 食品衛生法上の基準値 (平成24年4月1日 施行)

【放射性セシウム】	飲料水	10 Bq/kg
	牛乳	50 Bq/kg
	一般食品	100 Bq/kg
	乳児用食品	50 Bq/kg

食品衛生法上の暫定規制値 (平成23年3月17日 通知)

【放射性ヨウ素】	飲料水、牛乳、乳製品	300 Bq/kg
----------	------------	-----------

(注)100Bq/kgを超えるものは、乳児用調整粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しないように指導することとされています。

公立保育園給食(提供食)の放射線量測定結果【幼児】

令和2年7月分
海老名市 保育・幼稚園課 保育・幼稚園係

検査結果等

検査日	提供期間	日数	総重量 (kg)	測定結果(Bq / Kg)						内部被ばくの実効線量 (μSv) ※2
				放射性 ヨウ素131		放射性 セシウム134		放射性 セシウム137		
				※1 暫定 規制値	実測値	※1 基準値	実測値	基準値	実測値	
7月13日	7/4 ～ 7/10 (牛乳を除く)	6	2.6	300	限界値未満 ※3 検出限界値 0.50	Cs137 と合計 で10 ※3 検出限界値 0.49	限界値未満 ※3 検出限界値 0.49	Cs134 と合計 で10 ※3 検出限界値 0.69	限界値未満 ※3 検出限界値 0.69	0 ～ 0.033 未満 ※4
7月13日	7/6 ～ 7/10 (牛乳のみ)	5	0.375	300	限界値未満 ※3 検出限界値 0.50	Cs137 と合計 で50 ※3 検出限界値 0.55	限界値未満 ※3 検出限界値 0.55	Cs134 と合計 で50 ※3 検出限界値 0.48	限界値未満 ※3 検出限界値 0.48	0 ～ 0.004 未満 ※4
検査期間の合計 (R2.3.28 ～ R2.7.10)		86	43.863 ※6							0.000 ～ 0.063 未満 ※6

- ※1 基準値は、平成24年4月施行の飲料水、牛乳の値を参考に記載しています。(放射性セシウムの基準値は合計値です。)
なお、放射性ヨウ素は、当初の暫定規制値を参考に記載しています。
- ※2 内部被ばくの実効線量とは、給食により人体が受ける放射線の影響度合を表します。
・食物から受ける放射線の量は1年間で250μSv～300μSvとされています。
・緊急時における食品の放射能測定マニュアル(平成14年3月 厚生労働省発行)に基づき計算しています。
- ※3 検出限界値は、検出できる最小値で、検体ごとに変動します。
- ※4 測定結果が限界値未満だった場合、計算される内部被ばくの実効線量は、セシウム134, 137が 0から検出限界値と等量まで含まれていたと仮定して計算しています。
- ※5 測定の結果、検出された項目(核種)はその実数を用い、検出されなかった項目(核種)については 0から検出限界値と等量まで含まれていたと仮定して計算しています。
- ※6 検査期間の合計欄には、牛乳を除く検体と牛乳のみの検体のそれぞれを合算した値を記載しています。

【参考】 食品衛生法上の基準値 (平成24年4月1日 施行)

【放射性セシウム】	飲料水	10 Bq/kg
	牛乳	50 Bq/kg
	一般食品	100 Bq/kg
	乳児用食品	50 Bq/kg

食品衛生法上の暫定規制値 (平成23年3月17日 通知)

【放射性ヨウ素】	飲料水、牛乳、乳製品	300 Bq/kg
----------	------------	-----------

(注)100Bq/kgを超えるものは、乳児用調整粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しないように指導することとされています。

公立保育園給食(提供食)の放射線量測定結果【幼児】

令和2年7月分
海老名市 保育・幼稚園課 保育・幼稚園係

検査結果等

検査日	提供期間	日数	総重量 (kg)	測定結果(Bq / Kg)						内部被ばくの 実効線量 (μSv) ※2
				放射性 ヨウ素131		放射性 セシウム134		放射性 セシウム137		
				※1 暫 定 規制値	実測値	※1 基準値	実測値	基準値	実測値	
7月20日	7/11 ～ 7/17 (牛乳を除く)	6	2.605	300	限界値未満 ※3 検出限界値 0.59	Cs137 と合計 で10 ※3 検出限界値 0.62	限界値未満 ※3 検出限界値 0.62	Cs134 と合計 で10 ※3 検出限界値 0.58	限界値未満 ※3 検出限界値 0.58	0 ～ 0.035 未満 ※4
7月20日	7/13 ～ 7/17 (牛乳のみ)	5	0.25	300	限界値未満 ※3 検出限界値 0.50	Cs137 と合計 で50 ※3 検出限界値 0.52	限界値未満 ※3 検出限界値 0.52	Cs134 と合計 で50 ※3 検出限界値 0.58	限界値未満 ※3 検出限界値 0.58	0 ～ 0.003 未満 ※4
検査期間の合計 (R2.3.28 ～ R2.7.17)		92	46.718 ※6							0.000 ～ 0.068 未満 ※6

- ※1 基準値は、平成24年4月施行の飲料水、牛乳の値を参考に記載しています。(放射性セシウムの基準値は合計値です。)
なお、放射性ヨウ素は、当初の暫定規制値を参考に記載しています。
- ※2 内部被ばくの実効線量とは、給食により人体が受ける放射線の影響度合を表します。
・食物から受ける放射線の量は1年間で250μSv～300μSvとされています。
・緊急時における食品の放射能測定マニュアル(平成14年3月 厚生労働省発行)に基づき計算しています。
- ※3 検出限界値は、検出できる最小値で、検体ごとに変動します。
- ※4 測定結果が限界値未満だった場合、計算される内部被ばくの実効線量は、セシウム134, 137が 0から検出限界値と等量まで含まれていたと仮定して計算しています。
- ※5 測定の結果、検出された項目(核種)はその実数を用い、検出されなかった項目(核種)については 0から検出限界値と等量まで含まれていたと仮定して計算しています。
- ※6 検査期間の合計欄には、牛乳を除く検体と牛乳のみの検体のそれぞれを合算した値を記載しています。

【参考】 食品衛生法上の基準値 (平成24年4月1日 施行)

【放射性セシウム】	飲料水	10 Bq/kg
	牛乳	50 Bq/kg
	一般食品	100 Bq/kg
	乳児用食品	50 Bq/kg

食品衛生法上の暫定規制値 (平成23年3月17日 通知)

【放射性ヨウ素】	飲料水、牛乳、乳製品	300 Bq/kg
----------	------------	-----------

(注)100Bq/kgを超えるものは、乳児用調整粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しないように指導することとされています。

公立保育園給食(提供食)の放射線量測定結果【幼児】

令和2年7月分
海老名市 保育・幼稚園課 保育・幼稚園係

検査結果等

検査日	提供期間	日数	総重量 (kg)	測定結果(Bq / Kg)						内部被ばくの実効線量 (μSv) ※2
				放射性 ヨウ素131		放射性 セシウム134		放射性 セシウム137		
				※1 暫定 規制値	実測値	※1 基準値	実測値	基準値	実測値	
7月27日	7/18 ～ 7/22 (牛乳を除く)	4	2.699	300	限界値未満 ※3 検出限界値 0.43	Cs137 と合計 で10 ※3 検出限界値 0.47	限界値未満 ※3 検出限界値 0.47	Cs134 と合計 で10 ※3 検出限界値 0.50	限界値未満 ※3 検出限界値 0.50	0 ～ 0.029 未満 ※4
8月3日	7/20 ～ 7/31 (牛乳のみ)	8	0.375	300	限界値未満 ※3 検出限界値 0.47	Cs137 と合計 で50 ※3 検出限界値 0.51	限界値未満 ※3 検出限界値 0.51	Cs134 と合計 で50 ※3 検出限界値 0.61	限界値未満 ※3 検出限界値 0.61	0 ～ 0.004 未満 ※4
検査期間の合計 (R2.3.28 ～ R2.7.22)		96	49.792 ※6							0.000 ～ 0.066 未満 ※6

- ※1 基準値は、平成24年4月施行の飲料水、牛乳の値を参考に記載しています。(放射性セシウムの基準値は合計値です。)
なお、放射性ヨウ素は、当初の暫定規制値を参考に記載しています。
- ※2 内部被ばくの実効線量とは、給食により人体が受ける放射線の影響度合を表します。
・食物から受ける放射線の量は1年間で250μSv～300μSvとされています。
・緊急時における食品の放射能測定マニュアル(平成14年3月 厚生労働省発行)に基づき計算しています。
- ※3 検出限界値は、検出できる最小値で、検体ごとに変動します。
- ※4 測定結果が限界値未満だった場合、計算される内部被ばくの実効線量は、セシウム134, 137が 0から検出限界値と等量まで含まれていたと仮定して計算しています。
- ※5 測定の結果、検出された項目(核種)はその実数を用い、検出されなかった項目(核種)については 0から検出限界値と等量まで含まれていたと仮定して計算しています。
- ※6 検査期間の合計欄には、牛乳を除く検体と牛乳のみの検体のそれぞれを合算した値を記載しています。

【参考】 食品衛生法上の基準値 (平成24年4月1日 施行)

【放射性セシウム】	飲料水	10 Bq/kg
	牛乳	50 Bq/kg
	一般食品	100 Bq/kg
	乳児用食品	50 Bq/kg

食品衛生法上の暫定規制値 (平成23年3月17日 通知)

【放射性ヨウ素】	飲料水、牛乳、乳製品	300 Bq/kg
----------	------------	-----------

(注)100Bq/kgを超えるものは、乳児用調整粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しないように指導することとされています。

公立保育園給食(提供食)の放射線量測定結果【幼児】

令和2年7月分
海老名市 保育・幼稚園課 保育・幼稚園係

検査結果等

検査日	提供期間	日数	総重量 (kg)	測定結果(Bq / Kg)						内部被ばくの実効線量 (μSv) ※2
				放射性 ヨウ素131		放射性 セシウム134		放射性 セシウム137		
				※1 暫定 規制値	実測値	※1 基準値	実測値	基準値	実測値	
8月3日	7/25 ～ 7/31 (牛乳を除く)	6	2.5372	300	限界値未満 ※3 検出限界値 0.51	Cs137 と合計 で10 ※3 検出限界値 0.48	限界値未満 ※3 検出限界値 0.48	Cs134 と合計 で10 ※3 検出限界値 0.71	限界値未満 ※3 検出限界値 0.71	0 ～ 0.033 未満 ※4
8月3日	7/20 ～ 7/31 (牛乳のみ)	8	0.375	300	限界値未満 ※3 検出限界値 0.47	Cs137 と合計 で50 ※3 検出限界値 0.51	限界値未満 ※3 検出限界値 0.51	Cs134 と合計 で50 ※3 検出限界値 0.61	限界値未満 ※3 検出限界値 0.61	0 ～ 0.004 未満 ※4
検査期間の合計 (R2.3.28 ～ R2.7.31)		102	52.704 ※6							0.000 ～ 0.074 未満 ※6

- ※1 基準値は、平成24年4月施行の飲料水、牛乳の値を参考に記載しています。(放射性セシウムの基準値は合計値です。)
なお、放射性ヨウ素は、当初の暫定規制値を参考に記載しています。
- ※2 内部被ばくの実効線量とは、給食により人体が受ける放射線の影響度合を表します。
・食物から受ける放射線の量は1年間で250μSv～300μSvとされています。
・緊急時における食品の放射能測定マニュアル(平成14年3月 厚生労働省発行)に基づき計算しています。
- ※3 検出限界値は、検出できる最小値で、検体ごとに変動します。
- ※4 測定結果が限界値未満だった場合、計算される内部被ばくの実効線量は、セシウム134, 137が 0から検出限界値と等量まで含まれていたと仮定して計算しています。
- ※5 測定の結果、検出された項目(核種)はその実数を用い、検出されなかった項目(核種)については 0から検出限界値と等量まで含まれていたと仮定して計算しています。
- ※6 検査期間の合計欄には、牛乳を除く検体と牛乳のみの検体のそれぞれを合算した値を記載しています。

【参考】 食品衛生法上の基準値 (平成24年4月1日 施行)

【放射性セシウム】	飲料水	10 Bq/kg
	牛乳	50 Bq/kg
	一般食品	100 Bq/kg
	乳児用食品	50 Bq/kg

食品衛生法上の暫定規制値 (平成23年3月17日 通知)

【放射性ヨウ素】	飲料水、牛乳、乳製品	300 Bq/kg
----------	------------	-----------

(注)100Bq/kgを超えるものは、乳児用調整粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しないように指導することとされています。